

生物多様性なごや戦略実行計画の推進に係る懇談会傍聴要項

（目的）

第1 この要項は、生物多様性なごや戦略実行計画の推進に係る懇談会（以下「懇談会」という。）の会議の傍聴に係る手続、遵守事項その他の必要な事項について定めることを目的とする。

（傍聴者の定員及び傍聴者の決定方法）

第2 傍聴者の定員は、環境局環境企画部長（以下「部長」という。）がその都度定める。

（傍聴の手続）

第3 懇談会の会議の傍聴を希望する者は、部長が定めた方法により、傍聴の申出をしなければならない。

（会議場に入ることができない者）

第4 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

（傍聴者の守るべき事項）

第5 傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れることその他これに類する行為をしないこと。
- (3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を切ること。
- (4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為若しくは他人の迷惑となる行為をしないこと。

（写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止）

第6 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、部長が許可した場合は、この限りではない。

（傍聴者の退場）

第7 傍聴者は、懇談会において部長が傍聴を認めないと判断した事項に係る意見聴取が行われるときは、直ちに会議場から退場しなければならない。

（傍聴者への指示）

第8 傍聴者は、部長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9 傍聴者がこの要項の規定に違反したときは、部長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、部長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(周知)

第10 部長は、傍聴を希望する者及び傍聴者に対し、会議の傍聴に関し必要な事項の周知を図らなければならない。

(その他)

第11 この要項に定めるもののほか、懇談会の会議の傍聴に関し必要な事項は、部長が決定するものとする。

附 則

この要項は、令和7年8月13日から施行する。